リハビリテーションの施設基準に係る届出書添付書類

届(該当3	出 区 分 するものに〇)	() 脳血管疾患等リハビリテーション(I) () 脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅱ) () 脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅲ) () 運動器リハビリテーション(Ⅱ) () 運動器リハビリテーション(Ⅲ) () 呼吸器リハビリテーション(Ⅱ) () 呼吸器リハビリテーション(Ⅱ)										
	医 師	常勤	専 任	名	非 常 勤	専 任 (常勤換算)	名 (名)					
	= =# 47	常	専 従	名	非常	専 従	名					
	看 護 師 	勤	専 任	名	勤	専 任	名					
従	理学療法士	常	専 従	名	非常	専 従 (常勤換算)	名 (名)					
事	上 子 凉 <i>从</i> 工	勤	専 任	名	勤	専 任	名					
者	作業療法士	常	専 従	名	非常	専 従 (常勤換算)	名 (名)					
数	11 未 凉 広 工	勤	専 任	名	勤	専 任	名					
	言語聴覚士	常	専 従	名	非常	専 従 (常勤換算)	名 (名)					
	百品 応見工	勤	専 任	名	勤	専 任	名					
	経験を有する	常	専 従	名	非常	専 従	名					
	従 事 者	勤	専 任	名	勤	専 任 	名					
治療・	訓練を十分実施	しえる	専用施設の面	積	平方メートル							
	当言	亥リハし	ごリテーション	ンを行うための	の器械	・器具の一覧						
□ 訓練マット □ 治療台 □ 治療台 □ 砂嚢などの重錘 □ 各種歩行補助具 □ 各種別定用器具(角度計、握力計等) □ 臨力検査機器 □ 声録音装置 □ 血圧計 □ 平行棒 □ 姿勢矯正用鏡 □ 各種車椅子 □ 呼吸機能検査機器												

初期加算及び急性期リハビリ テーション加算届出の有無 (該当するものに〇)	有 無	
リハビリテーション科の		口常勤換算
医師の氏名		□常勤換算

[記載上の注意]

- 1 専任の非常勤医師、専従の非常勤理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうち、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤従事者を組み合わせて配置している場合には、当該非常勤従事者を常勤換算した人数(小数点以下第2位四捨五入)を記入すること。
- 2 当該リハビリテーションに従事する医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及びその他の従事者の氏名並びに勤務の態様等について、別添2の様式44の2を添付すること。
- 3 当該リハビリテーションが行われる専用の機能訓練室の配置図及び平面図を添付すること。なお、言語聴覚療法を行う保険医療機関においては、遮蔽等に配慮した専用の個別療法室があることがわかる平面図であること。
- 4 その他、当該届出を行うに当たっては、次の要件を満たす必要があること。
 - ・リハビリテーションに関する記録(医師の指示、実施時間、訓練内容、担当者等)が患者ごとに一元的に保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であること。
 - ・定期的にその他関係職種が参加するカンファレンスが開催されていること。
- 5 「初期加算及び急性期リハビリテーション加算届出の有無」欄について、有に○をつけた場合には、「リハビリテーション科の医師の氏名」欄を記載すること。なお、当該医師については、リハビリテーションに専ら従事している医師であること。また、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っているリハビリテーション科の非常勤医師を組み合わせて配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
- 6 具備している器械・器具について□に「✓」を記入すること。

疾患別リハビリテーションに係る症例報告書

保険医療機関名	
郵便番号	
住所	
報告年月日	

1. 疾患別リハビリテーション料の算定状況について

各年7月1日から 31 日までの1ヶ月間に疾患別リハビリテーション料を算定した患者について実人数を記載すること。なお、同一の患者が複数回同一の傷病名により同一の疾患別リハビリテーション料を算定した場合は、1人として計算すること。

. •			入院中の患者	入院中の患
< J	脳血 缩	管疾患等リハビリテーション料について>	以外の患者	者
1)	脳血	管疾患等リハビリテーション料の算定患者	人	人
	2)	1) のうち、標準的算定日数(180日)を超えた患者		
		※ 2) は 3) と 5) を足し合わせた数	人	人
		3) 2) のうち、脳血管疾患等リハビリテーション料について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学		
		的に判断される、又は、治療上有効であると医学的に判断さ		
		れる等の理由で、月13単位の算定上限の対象外となってい		
		る患者	人	人
		4) 3) のうち、要介護被保険者等		
		5) 2) のうち、月13単位の算定上限の対象となっている患者	人	人
< <u> </u>	発用!	定候群 リハビリテーション料について>		
1)	廃用	症候群リハビリテーション料の算定患者	人	人
	2)	1) のうち、標準的算定日数(120日)を超えた患者		
		※ 2) は3) と5) を足し合わせた数	人	人
		3) 2) のうち、廃用症候群リハビリテーション料について、治療ながはよることにより心能のみまざればなった。		
		療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的 に判断される、又は、治療上有効であると医学的に判断され		
		る等の理由で、月13単位の算定上限の対象外となっている		
		患者	人	人
		4) 3) のうち、要介護被保険者等		
		5) 2) のうち、月13単位の算定上限の対象となっている患者	人	人
< i	運動	器リハビリテーション料について>		
1)	運動	a器リハビリテーション料の算定患者	人	人
	2)	1) のうち、標準的算定日数(150日)を超えた患者		
		※ 2) は 3) と 5) を足し合わせた数	人	人
		3) 2) のうち、運動器リハビリテーション料について、治療を 継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判		
		断される、又は、治療上有効であると医学的に判断される等		
		の理由で、月13単位の算定上限の対象外となっている患者	人	人
		4) 3) のうち、要介護被保険者等		
		5) 2) のうち、月 13 単位の算定上限の対象となっている患者	人	人

2. 患者の状態等について

入院中の患者以外の患者について、各年6月1日から7日までの1週間の間に疾患別リハビリテーション料を算定した患者のうち「治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される、又は、治療上有効であると医学的に判断される等の理由で、月13単位の算定上限の対象外となっている患者」に該当している患者のデータ(入院中の患者以外の患者)を記載すること。

	- H	2)要介護度	3) 主な傷病 ※○は1つだけ				4)上限日数となってからの期間 ※Oは1つだけ				5) ADL			6) 単位数		
	1) 年齢	【選択肢】 1.要支援 1 2.要支援 2 3.要介護 1 4.要介護 2	脳血管疾患	廃用症候群	外傷	外傷以外の整形	その他	3か月未満	3か月以上	6か月以上	1 年以上	B I (Barthel Index)		F I M (126 点満 点でご記入 ください)		リハビリ テーショ ンの単位 数 (/ 週)
		5.要介護3 6.要介護4 7.要介護5 8.該当無し				整形外科疾患			6か月未満	1年未満		4) の は じ め	現 在	4) の は じ め	在在	
例	75 歳	6	1	(2)	3	4	5	1	2	3	4	30	60	50	80	7
1	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
2	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
3	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
4	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
5	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
6	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
7	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
8	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
9	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
10	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					

[記載上の注意]

1. については、入院していた患者が退院した等により、同一月内に「入院中以外の患者」及び「入院中の患者」の両方に当てはまる場合は、当該月内の初回の疾患別リハビリテーション料の算定により計算すること。